

2009（平成21）年1月
株券の電子化実施予定

株券の電子化に伴う
株式担保取引 **Q&A**

平成19年10月
全国銀行協会

株券の電子化に伴う株式担保取引Q & Aについて

株券電子化の一斉移行が予定されている2009(平成21)年1月まで、残すところ1年余となりました。株券電子化については、関係する利用者の皆様のご理解をいただくために、現在、銀行や証券会社、発行会社などの実務界を中心に、制度の内容や一斉移行に向けた手続等について周知活動を続けているところです。

株券電子化を巡る様々な問題のうち、全国銀行協会では、これまで、主に株式担保取引の観点から検討を進めてまいりました。

株式担保取引は、主要な金融手段として幅広く利用されています。現行の株式担保の基本的な取引方法としては、現物の株券を担保権者に差し入れる方式が一般的ですが、手続が簡便であることなどから、銀行等の金融機関を担保権者とする取引だけでなく、事業会社間の信用補完や個人の方々の貸借の担保としても広く利用されています。

株券の電子化に伴い、上場会社の株券が無効となることについては、広く周知活動が進んでいるところですが、株式担保取引も、担保の対象となる株券の電子化により影響を受けることとなります。株券電子化後は、証券会社等の金融機関に開設した口座を通じて、株主の権利の管理、株式の売買等が行われますが、株式担保取引も同様に、口座を通じた取引に大きく変わることとなります。

株券電子化後の株式担保の仕組みや電子化一斉移行に向けた株式担保の取扱いについては、株券電子化の制度と担保取引に係るルールが前提となるため、これまでの株券のやりとりによって行われた株式担保の方式に比べると、若干分かりにくい部分があります。このため、当協会に対しても、銀行を担保権者として株式担保取引をされている利用者の方をはじめとして、少なからずお問い合わせをいただいております。

そこで、当協会では、これまでの検討成果を踏まえて、会員銀行だけでなく、株式担保を利用されている多くの方々に、株券電子化に伴う株式担保の担保設定方法や、一斉移行に向けた手続等についてご理解いただき、今後の対応への一助となるよう、一般的な疑問や質問に答える質疑応答集を作成することにいたしました。そして、今般、「株券の電子化に伴う株式担保取引Q & A」として公表することといたしました。

本Q & Aは、株券電子化に伴う株式担保の取扱いについての基本的な説明に加え、株券の電子化実施後も継続して株式担保取引を行うために必要な手続等について、質問と回答の形式で示したものです。また、想定されるいくつかの具体的な事例も、「事例集」として掲載しております。なお、株式担保は様々な利用がされているため、本Q & Aの内容は、必ずしもすべての株式担保の取扱いをカバーしているものではなく、基本的な取扱いを一例として取り上げているものです。株券電子化に向けた対応は、各銀行や証券会社等の金融機関においてそれぞれ検討が進められておりますので、具体的な手続等については、取引のある金融機関等にお問い合わせください。

本Q & Aが、株式担保利用者の皆様にとって、株券電子化一斉移行に向けた手続の参考となることを期待するとともに、引き続き株式担保が広く利便性の高い金融手段として利用されるよう、皆様のご協力、ご理解を賜れば幸いです。

平成19年10月
全国銀行協会

目次

株券の電子化ってなに？

- 【Q 1】 「株券の電子化」とはどのようなことですか？ (P 5)
- 【Q 2】 いつから「株券の電子化」が実施されるのですか？ (P 6)
- 【Q 3】 すべての株券が電子化されるのですか？ (P 7)

銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるの？

- 【Q 4】 銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるのですか？
電子化されても銀行との取引は今までどおり続けることができますか？ (P 8)
- 【Q 5】 株券の電子化後、新たに担保として銀行に株式を提供する場合は、どのような方法で行うのですか？ (P 10)
- 【Q 6】 株券を記念にとっておきたいのですが、銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後に返してもらえるのですか？ (P 11)
- 【Q 7】 株券の担保には「質権」と「譲渡担保」があると聞きました。何か違いがあるのでしょうか？
株券の電子化後も、銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、「質権」と「譲渡担保」で注意しなければならないことはありますか？ (P 11)
- 【Q 8】 取引先の株券を担保として銀行に差し入れています。
株券の電子化後も、そのことを取引先に知られたくないのですが・・・。(P 13)

担保株券の電子化にあたり、どのような手続が必要なの？

- 【Q9】 銀行に担保として株券を差し入れています。株券の電子化後も株式担保取引を続けたいと考えています。何か手続が必要なのですか？
必要な場合、具体的に何をすればよいのですか？
何も手続を行わなかった場合はどうなるのですか？ (P14)
- 【Q10】 非上場会社の株券を銀行に担保として差し入れているのですが、株券の電子化にあたり何か手続は必要になるのですか？ (P16)
- 【Q11】 複数の銀行に担保として株券を差し入れています。株券電子化後も、各銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、どのような手続を行う必要がありますか？
銀行ごとに手続が必要となるのでしょうか？
銀行によって株券電子化に向けた手続は違うのですか？ (P16)
- 【Q12】 銀行に担保として差し入れている株券以外は保有しておらず、証券口座を開設した経験もないのですが、銀行に担保として差し入れている株券をほふりに預託する場合には、証券会社との取引が必要になりますか？
どのような手続が必要ですか？ (P16)

事 例 集

- 事例1 先代(父親)が、父親本人名義の株券を担保として銀行に差し入れ、株式担保取引を行っていましたが、昨年先代が亡くなりました。
現在は、私が株券を相続し、先代に代わる担保提供者として株式担保取引を行っていますが、まだ株券の名義書換手続をしていません。
株券電子化後も引き続き株式担保取引を続けたいと考えていますが、電子化前にどのような手続が必要ですか？ (P17)
- 事例2 父親から譲り受けた株券を担保として銀行に差し入れているのですが、父親に配当や株主優待を受けさせるため、株券の名義は父親のまま(他人名義)にしています。
電子化後も引き続き株式担保取引を続けながら、配当や株主優待を父親に受けさせるためには、電子化前にどのような手続が必要ですか？ (P19)
- 事例3 銀行に担保として株券を差し入れています。その株券は発行会社が合併しており、商号が変わっています。
株券電子化にあたり、株式担保取引を続けるためには、何か手続が必要になりますか？ (P21)
- 事例4 株券をいくつか保有していますが、そのうち、A社銘柄の株券は、証券会社を

通じてほふりに預託しています。B社銘柄の株券は、銀行に担保として差し入れてあります。

担保として差し入れているB社銘柄の株券についても、取引証券会社を通じてほふりに預託することはできますか？

その場合、株式担保取引を続けることはできるでしょうか？ (P 22)

その他

【Q13】 電子化前に銀行が担保を解除した場合、ほふりに預託した担保株券は、どのようなかたちで返してもらえるのですか？

現物の株券を返してもらうことは可能ですか？ (P 23)

【Q14】 貸金庫で株券を保管しているのですが、株券の電子化にあたり何か手続をする必要はあるのですか？ (P 25)

その株券は本人名義です。 (P 26)

その株券は他人名義です。 (P 27)

その株券の名義人は亡くなっています。 (P 28)

用語の説明

(P 29)

株券の電子化ってなに？

【Q1】「株券の電子化」とはどのようなことですか？

電子化とは、ペーパーレス化のことです。

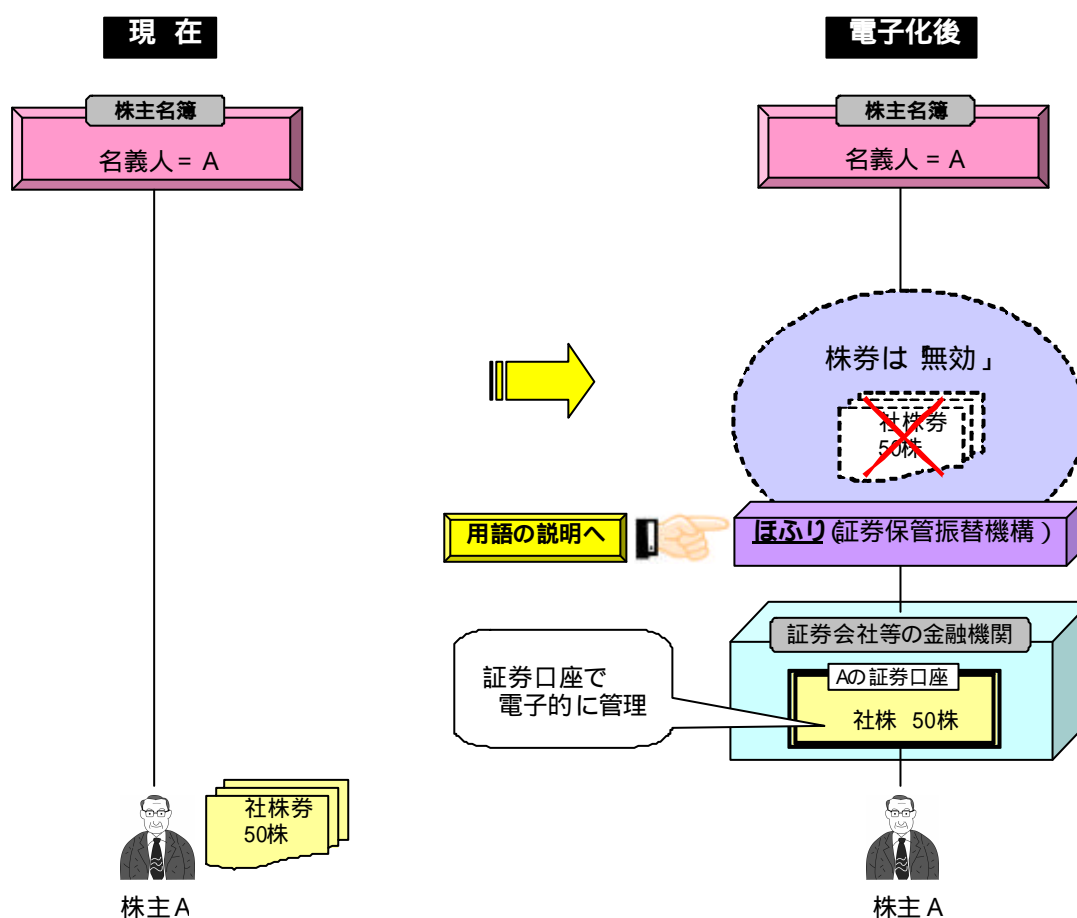
上場会社の株券は無効となり、株主の権利（株式）は証券口座で電子的に管理されることとなります。

上場会社の株券は、「株券の電子化」実施後は無効となり、株主の権利（株式）は、証券会社等の金融機関に開設された株式の残高等を記録する口座（以下、本Q & A では「証券口座」といいます。）で電子的に管理されることとなります（【図1】参照）。

「株券の電子化」の目的は、株券の盗難や紛失・偽造防止のほか、発行や流通にかかるコスト削減、発行会社の事務の合理化、株式取引の合理化・迅速化などが挙げられます。

なお、株主の手元に残された株券は回収されず、法律上は無価値（ただの紙切れ）となります。

【図1：「株券の電子化」のイメージ】

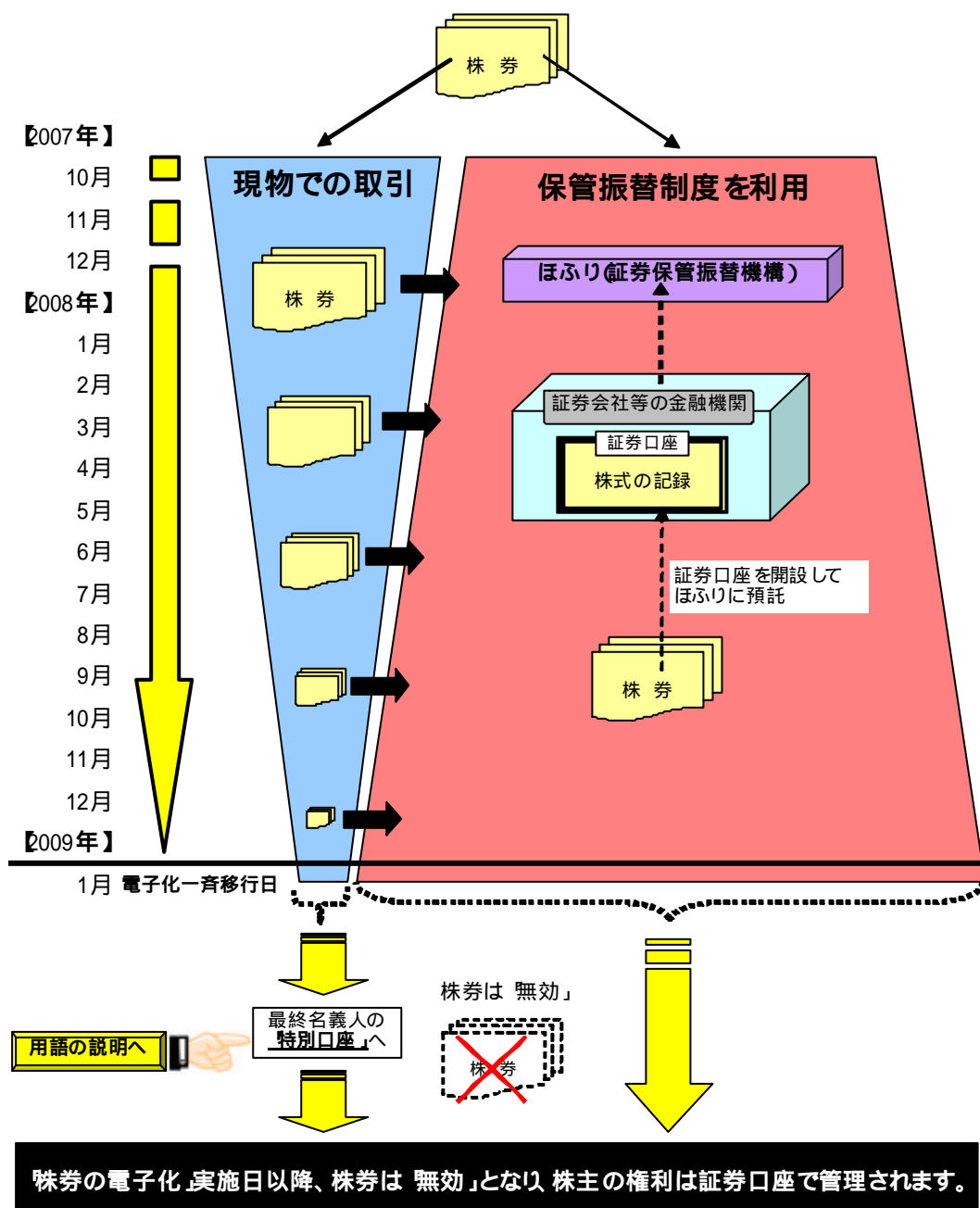


【Q2】いつから「株券の電子化」が実施されるのですか？

2009（平成21）年1月から実施される予定です。

現在、実務界（発行会社や金融機関等）では、「株券の電子化」の実施時期を2009（平成21）年1月として準備が進められています。なお、具体的な日程については、今後政令で定められることになります（【図2】参照）。

【図2：「株券の電子化」に向けたスケジュール】



【Q3】すべての株券が電子化されるのですか？

「上場されている株券」が「株券の電子化」の対象です。

「株券の電子化」の対象とされているものは、証券取引所に上場している株券です。非上場の株券については、「株券の電子化」の対象外であるため、例えば、上場していない会社（非上場会社）が「株券発行会社」であれば、「株券の電子化」が実施されたとしても、これまでどおり有効な株券として取り扱われます。

ただし、上場会社が発行する株券であっても、例えば、上場していない優先株については、「株券の電子化」の実施日には優先株に係る株券についても無効となりますが、「株券の電子化」の対象とはなりません。このような優先株に係る株券を銀行に担保として差し入れている場合につきましては、「株券の電子化」実施日までに、株式担保取引を継続させるための別途の手続きが必要になってくるものと考えられますので、手続きの詳細につきましては、取引のある銀行にお問い合わせください。

なお、【Q4】以下においては、「株券の電子化」の対象となる株券のことを「上場会社の株券」ということにします。

上場会社の発行する株券	普通株（上場）	株券電子化の対象
	優先株（非上場）	株券電子化の対象外
非上場会社の発行する株券		株券電子化の対象外

銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるの？

【Q4】銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるのですか？
電子化されても銀行との取引は今までどおり続けることができますか？

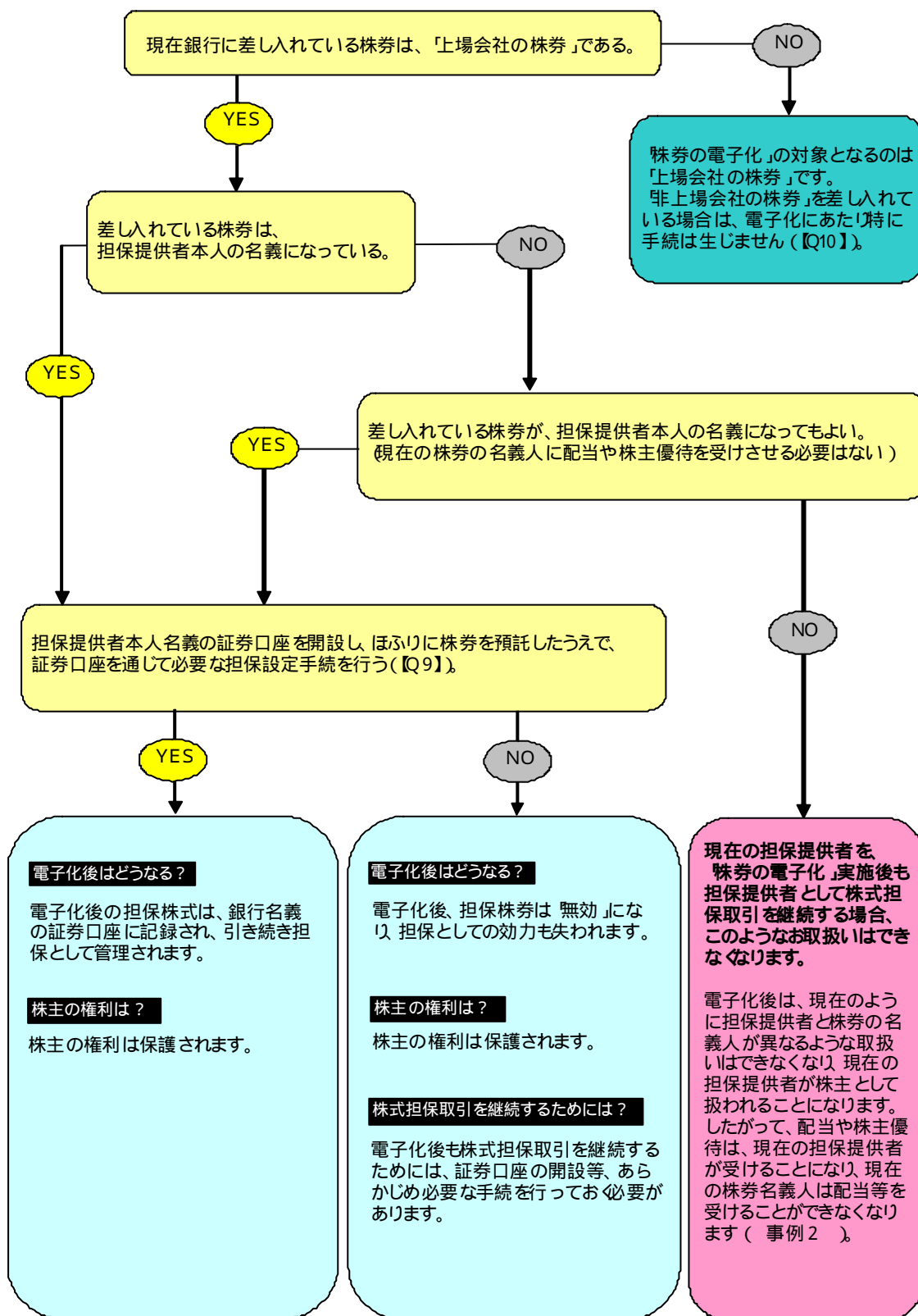
担保株券であっても「上場会社の株券」であれば電子化され、電子化後は無効になります。銀行との株式担保取引を継続される場合は、一定の手続が必要になります。

「株券の電子化」の対象となる株券は、「上場会社の株券」です。したがって、銀行に差し入れている担保株券が「上場会社の株券」である場合は、通常の株券（いわゆるタンス株券となっているような上場会社の株券）と同様に電子化され、株券としての効力は無効になります。

また、「株券の電子化」実施後の株主の権利は、証券会社等の金融機関に開設した証券口座で管理され、売買や担保設定などの取引は証券口座間の振替によって行われることになります。したがって、「株券の電子化」実施後も株式担保取引の継続を希望される場合は、証券口座の開設など、一定の手続が必要になります（具体的な手続については、【Q9】以下をご覧ください。）

なお、銀行に差し入れている担保株券の「株券の電子化」に向けた移行パターンにつきましては、次ページの【図3】をご参照ください。

【図3：担保株券の「株券の電子化」に向けた移行パターン】

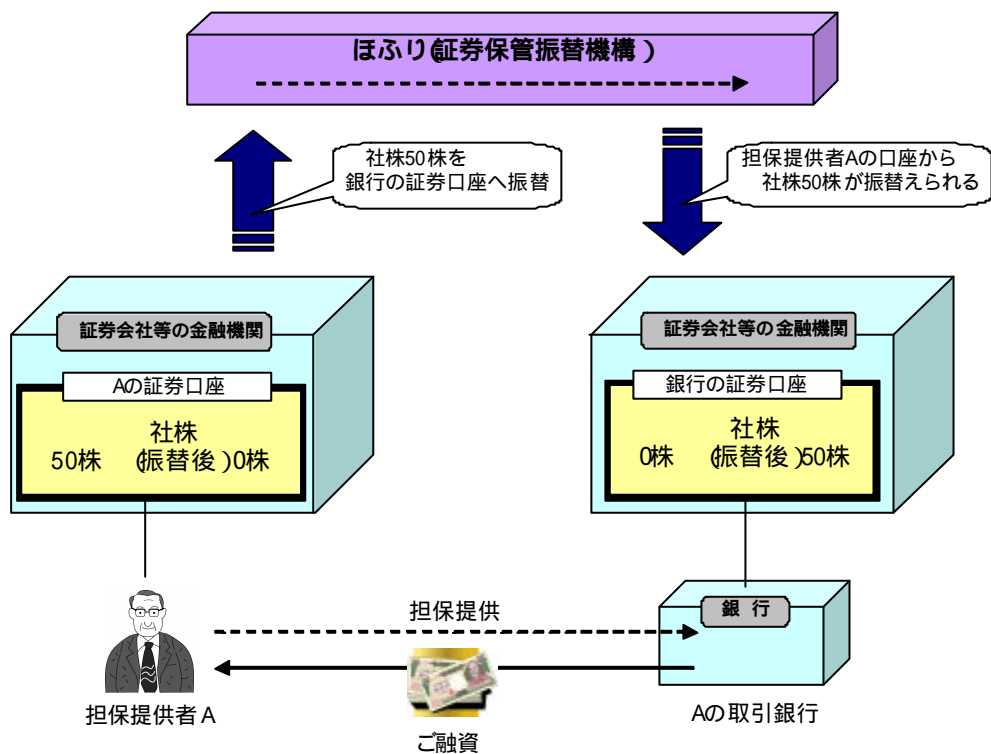


【Q5】株券の電子化後、新たに担保として銀行に株式を提供する場合は、どのような方法で行うのですか？

担保提供者の証券口座に記録されている株式を、銀行の証券口座に振り替えることによって行います。

「株券の電子化」実施後は、株主の権利（株式）は証券会社等の金融機関に開設された証券口座で管理されます。したがって、「株券の電子化」実施後の株式担保の提供は、担保提供者（株主）の証券口座から銀行の証券口座へ株式を振り替えることによって行うこととなります（【図4】参照）。

【図4：「株券の電子化」実施後の株式担保設定取引のイメージ】



(注)
上記は一例です。

【Q6】株券を記念にとっておきたいのですが、銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後に返してもらえますか？

電子化に備えてほふりに預託した株券は、電子化後にお返しすることができません。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合は、あらかじめ担保提供者の証券口座を開設して、担保株券をほふりに預託する手続きを行っておく必要があります。

預託された担保株券はほふりで管理されることになり、「株券の電子化」実施日以降は無効となりますが、電子化後において、法律上、ほふりに対して株券の返還を請求することは認められておりません（「株券の電子化」実施日の直前の2週間においても、同様の取扱いとなっています。）

なお、「株券の電子化」実施前に銀行が担保を解除した場合の取扱いについては、【Q13】をご参照ください。

【Q7】株券の担保には「質権」と「譲渡担保」があると聞きました。何か違いがあるのでしょうか？

株券の電子化後も、銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、「質権」と「譲渡担保」で注意しなければならないことはありますか？

担保としての効力には、ほとんど違いがありません。

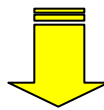
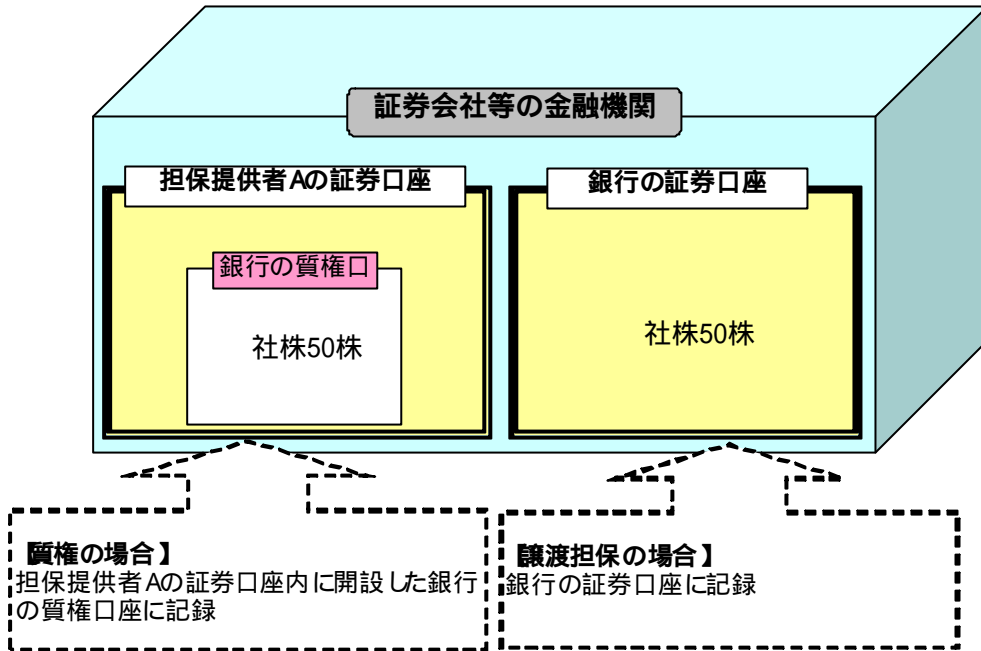
「質権」は法律上規定のある担保方式ですが、「譲渡担保」は法律に規定がなく、商慣習などにより認められてきた担保方式です。株式担保では、どちらも株券を銀行（担保権者）に差し入れて担保設定しており、効力においてもほとんど違いはありません。

ただし、現在の株式担保取引においては、多くの場合、両者を特に区別していないことが多いですが、「株券の電子化」実施後は、「質権」と「譲渡担保」は口座で明確に区分されることとなります。

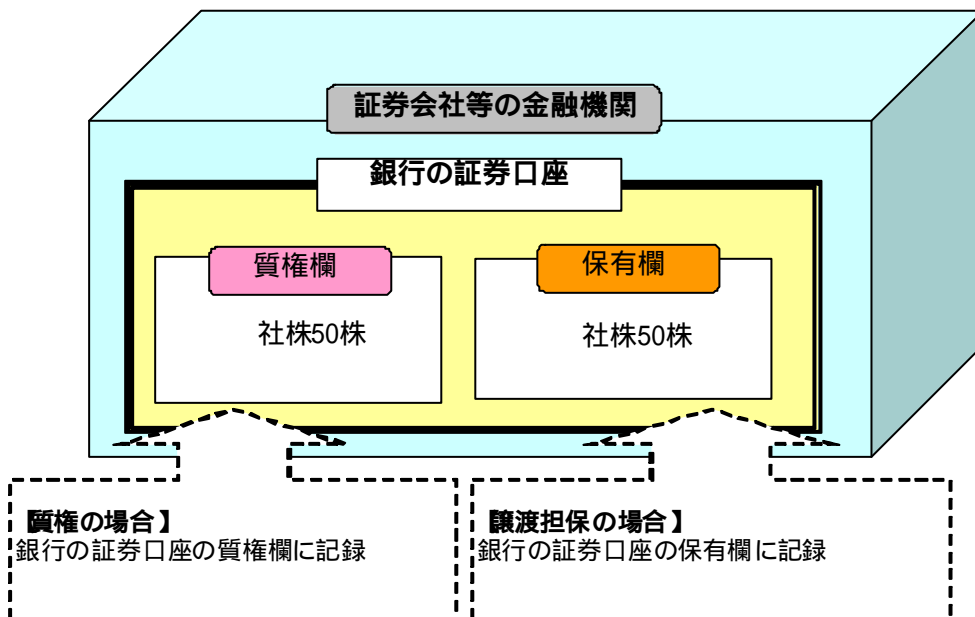
銀行の証券口座における「株券の電子化」実施前後の「質権」と「譲渡担保」の記録イメージについては、次の【図5】をご参照ください。

【図5：銀行の証券口座における「株券の電子化」実施前後の「質権」と「譲渡担保」の記録イメージ】

株券の電子化「実施前の保管振替制度における「質権」と「譲渡担保」の記録イメージ



株券の電子化「実施後の新振替制度における「質権」と「譲渡担保」の記録イメージ



【Q8】取引先の株券を担保として銀行に差し入れています。

株券の電子化後も、そのことを取引先に知られたくないのですが・・・。

いわゆる「匿名性」については、「株券の電子化」実施後においても手当てがなされていません。

現在の株券による株式担保取引においては、通常、銀行に担保として差し入れていることを発行会社に知られないで担保取引を行うことができますが、「株券の電子化」実施後においても同様の手当てがなされています。

担保株券の電子化にあたり、どのような手続が必要なの？

【Q9】銀行に担保として株券を差し入れています。株券の電子化後も株式担保取引を続けたいと考えています。何か手続が必要なのですか？
必要な場合、具体的に何をすればよいのですか？
何も手続を行わなかった場合はどうなるのですか？

何も手続を行わなかった場合、担保株券は「株券の電子化」実施日に「無効」になります。あらかじめ担保提供者の証券口座を開設してほふりに株券を預託したうえで、証券口座を通じて必要な担保設定手続を行っておけば、電子化にあたり特別な手続を行う必要はありません（【図6】参照）。

具体的な手続方法等については、取引のある銀行にお問い合わせください。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合は、以下の手続が必要になります。

ステップ1 証券口座の開設

ほふりへの預託手続は証券会社等の金融機関を通じて行うことになるため、まずは証券口座の開設手続（ほふりに株券を預託するための同意を含みます。）が必要です（担保として銀行に差し入れている株券の場合も、ほふりに預託する際には、担保提供者の証券口座の開設が必要となります。）。

具体的な開設場所や手続時期等については、取引のある銀行にお問い合わせください。

ステップ2 ほふりへの預託

証券口座を開設した証券会社等の金融機関を通じて、担保株券をほふりに預託する手続が必要です。預託された株券はほふりで保管され、株式の銘柄・数量などが証券会社等の金融機関から開設を受けた担保提供者の証券口座に記録されることとなります（預託後の株券の取扱いについては、【Q6】【Q13】参照。）。

ステップ3 証券口座を通じた担保設定手続

ほふりへの預託後、証券口座を通じた担保設定手続が必要となります。具体的には、株式が記録されている担保提供者の証券口座から、銀行が担保として管理するための証券口座に対して、株式の振替手続を行うこととなります。

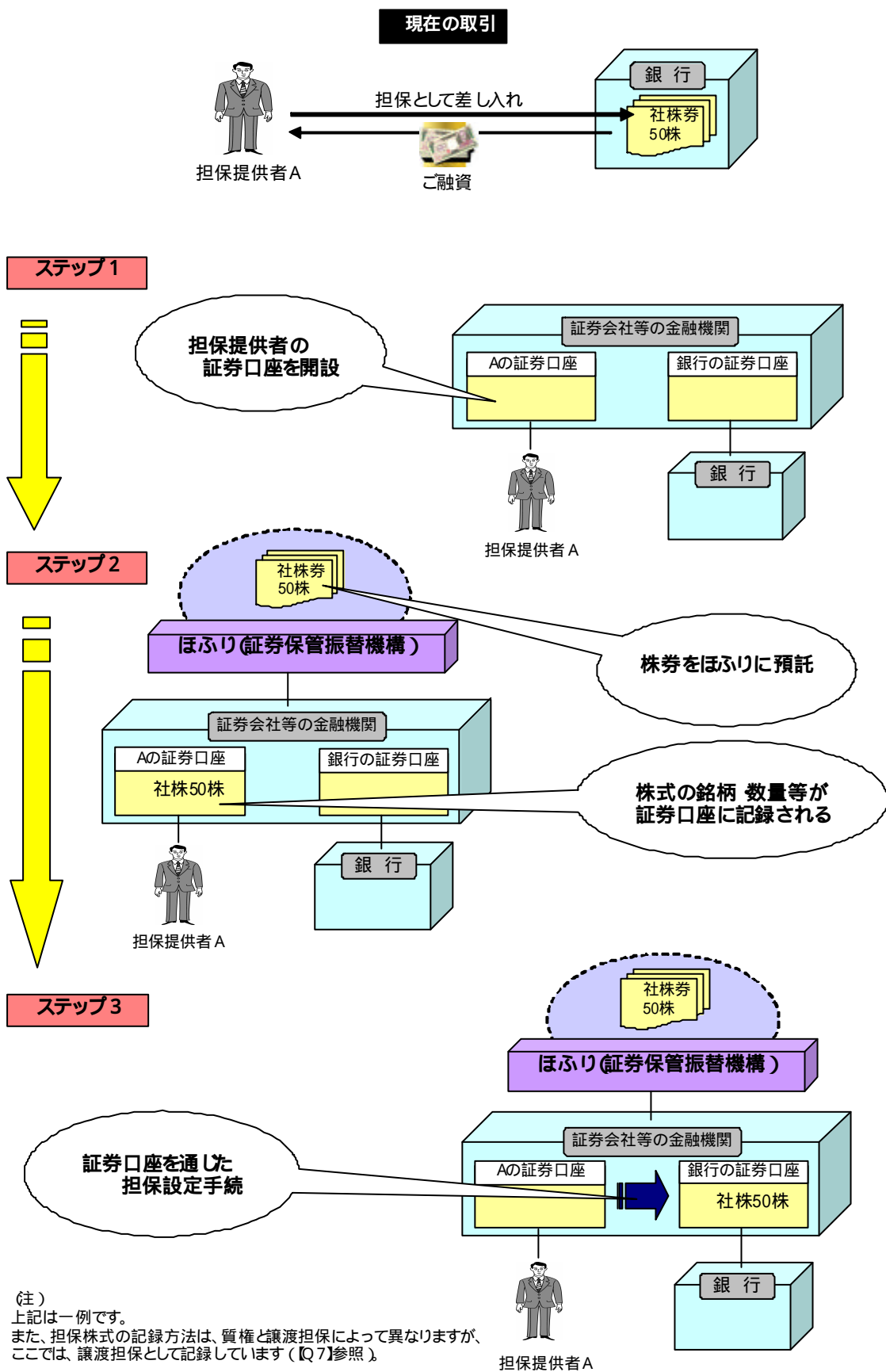
振替後の担保株式は銀行の証券口座に記録され、引き続き担保として管理されます。

なお、「株券の電子化」にあたり、担保提供者が電子化対応に関する手続を何も行わなかった場合には、銀行に担保として差し入れている株券は、電子化実施日に株券としての効力がなくなりますので、そのままでは株式担保取引を継続できなくなります。

「株券の電子化」実施後も株式担保取引の継続を希望される場合は、あらかじめ上記の手続を行っていただくこととなります。手続にあたっては担保提供者の協力が必要となるため、今後、電子化実施日までの間に、取引銀行から協力の依頼や手続の説明などがあるものと考えられます。

具体的な手続方法等については、取引のある銀行にお問い合わせください。

【図6：「株券の電子化」実施後も株式担保取引を継続するための手続イメージ】



【Q10】非上場会社の株券を銀行に担保として差し入れているのですが、株券の電子化にあたり何か手続は必要になるのですか？

手続は不要です。

「株券の電子化」の対象となるのは上場会社の株券です。「非上場会社の株券」は「株券の電子化」の対象外ですので、電子化にあたり特に手続は生じません。

【Q11】複数の銀行に担保として株券を差し入れています。株券電子化後も、各銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、どのような手続を行う必要がありますか？

銀行ごとに手続が必要となるのでしょうか？

銀行によって株券電子化に向けた手続は違うのですか？

「ほふり」への預託手続と、銀行ごとに証券口座を通じた担保設定手続が必要になります。手続方法は銀行によって異なる場合があります。

ほふりへの預託手続と、取引のある銀行ごとに、【Q9】にあるとおり、証券口座を通じた担保設定手続が必要になります。ただし、手続方法は銀行ごとに異なることが考えられますので、具体的な手続方法については、それぞれの取引銀行にお問い合わせください。

【Q12】銀行に担保として差し入れている株券以外は保有しておらず、証券口座を開設した経験もないのですが、銀行に担保として差し入れている株券をほふりに預託する場合には、証券会社との取引が必要になりますか？
どのような手続が必要ですか？

証券会社等の金融機関に証券口座を開設する手続を行う必要があります。

担保株券を預託する場合は、あらかじめ担保提供者の証券口座の開設を行い、ほふりに預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行うこととなります。したがって、まずは証券会社等の金融機関に証券口座を開設する手続を行う必要があります。

これらの手続は、担保提供者と銀行が協力して行っていくこととなりますが、手続方法等は銀行によって異なることが考えられるため、詳しくは取引のある銀行にお問い合わせください。

事 例 集

事例1 先代（父親）が、父親本人名義の株券を担保として銀行に差し入れ、株式担保取引を行っていましたが、昨年先代が亡くなりました。
現在は、私が株券を相続し、先代に代わる担保提供者として株式担保取引を行っていますが、まだ株券の名義書換手続きをしていません。
株券電子化後も引き続き株式担保取引を続けたいと考えていますが、電子化前にどのような手続が必要ですか？

銀行との株式担保取引を継続される場合は、相続に伴う株券の名義書換手続きに加え、【Q9】以下の手続が必要になります。

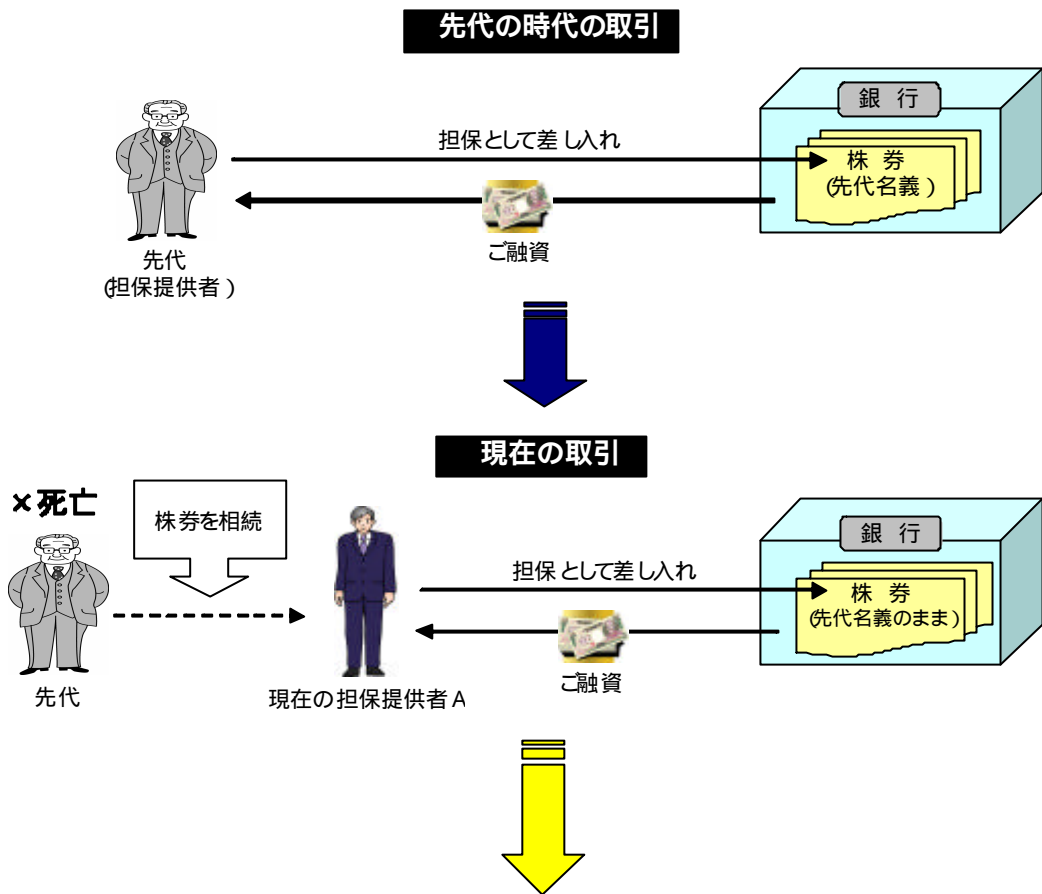
株券の名義人が亡くなられ、相続をしている場合、まずは、相続に伴う株券の名義書換手続きを行い、株券の名義を先代（父親）から現在の担保提供者に書き換えておく必要があります（取引銀行にご連絡のうえ、具体的な手続については、取引証券会社または株主名簿管理人にお問い合わせください。）。



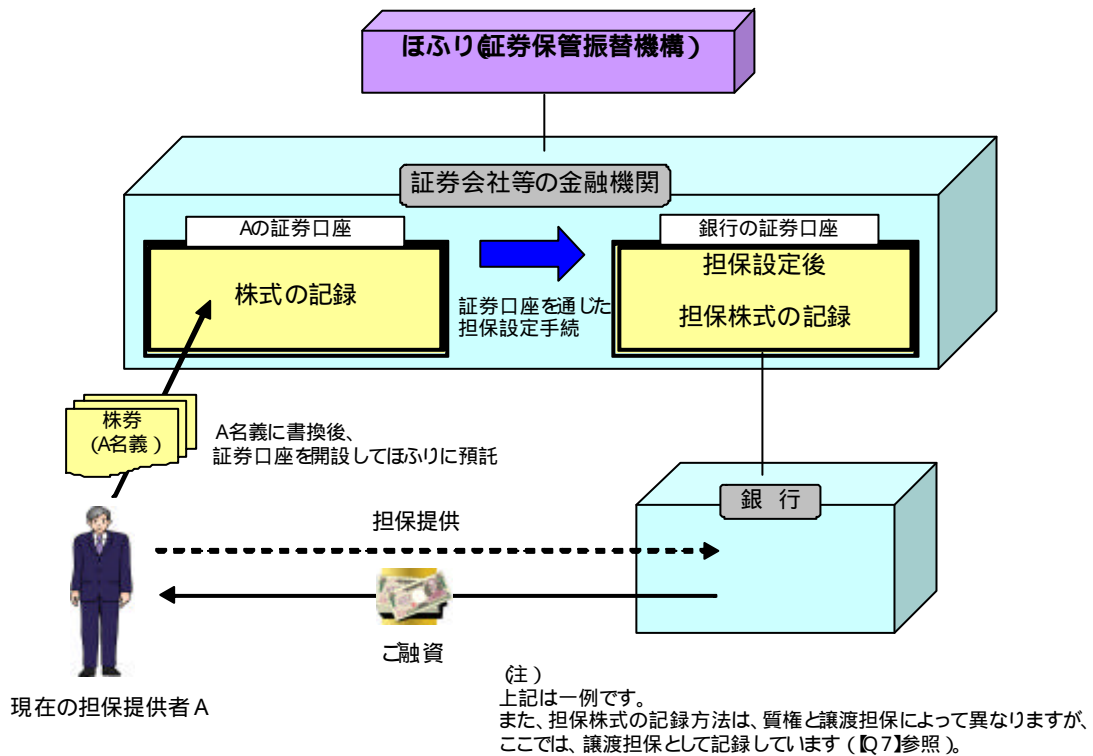
[用語の説明へ](#)

また、「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続するためには、上記の名義書換手続きに加え、あらかじめ担保提供者の証券口座を開設してほふりに預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行っておく必要があります（【図7】参照）。

【図7：「株券の電子化」実施後も先代の時代からの株式担保取引を継続する場合の電子化前の取引イメージ】



株券の電子化」実施後も株式担保取引を継続する場合の電子化前の取引



事例2 父親から譲り受けた株券を担保として銀行に差し入れているのですが、父親に配当や株主優待を受けさせるため、株券の名義は父親のまま（他人名義）にしています。
電子化後も引き続き株式担保取引を続けながら、配当や株主優待を父親に受けさせるためには、電子化前にどのような手続が必要ですか？

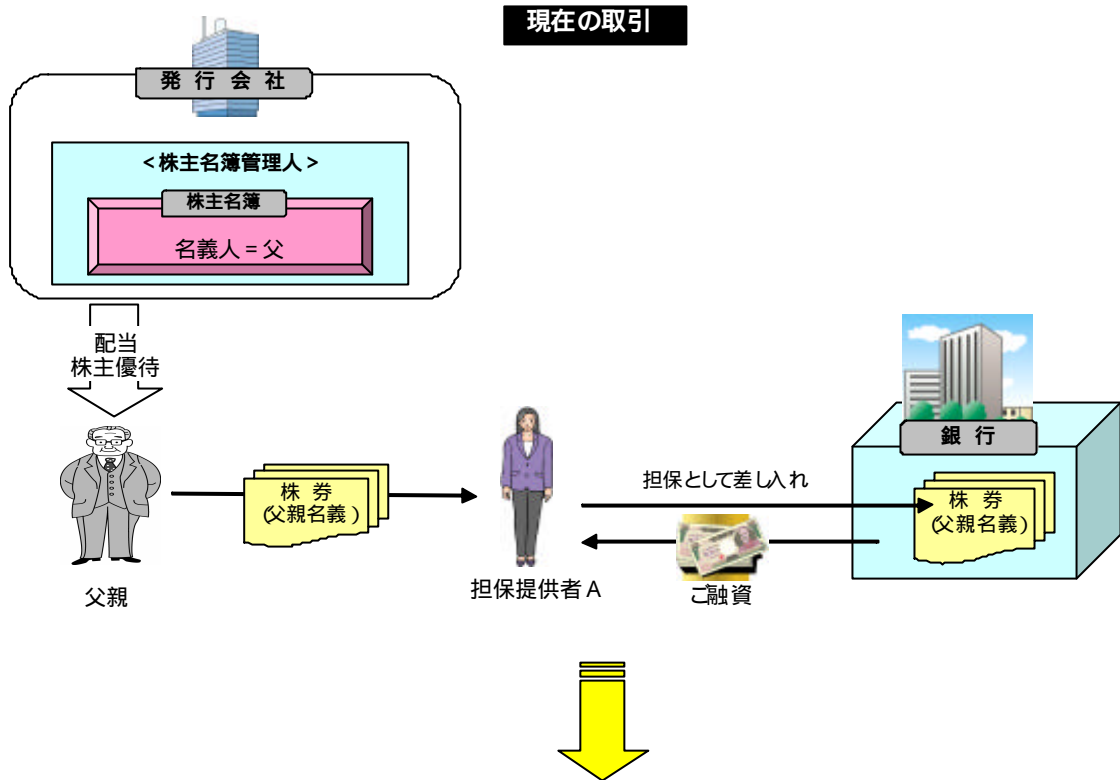
「株券の電子化」実施後も、現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続される場合は、父親に配当や株主優待を受けさせることはできなくなりますのでご注意ください。

株券を利用した現在の担保取引では、ご質問のように担保提供者と株券の名義人が異なる場合がありますが、「株券の電子化」に向けた移行手続や電子化実施日以降においては、そのような取扱いはできなくなります。

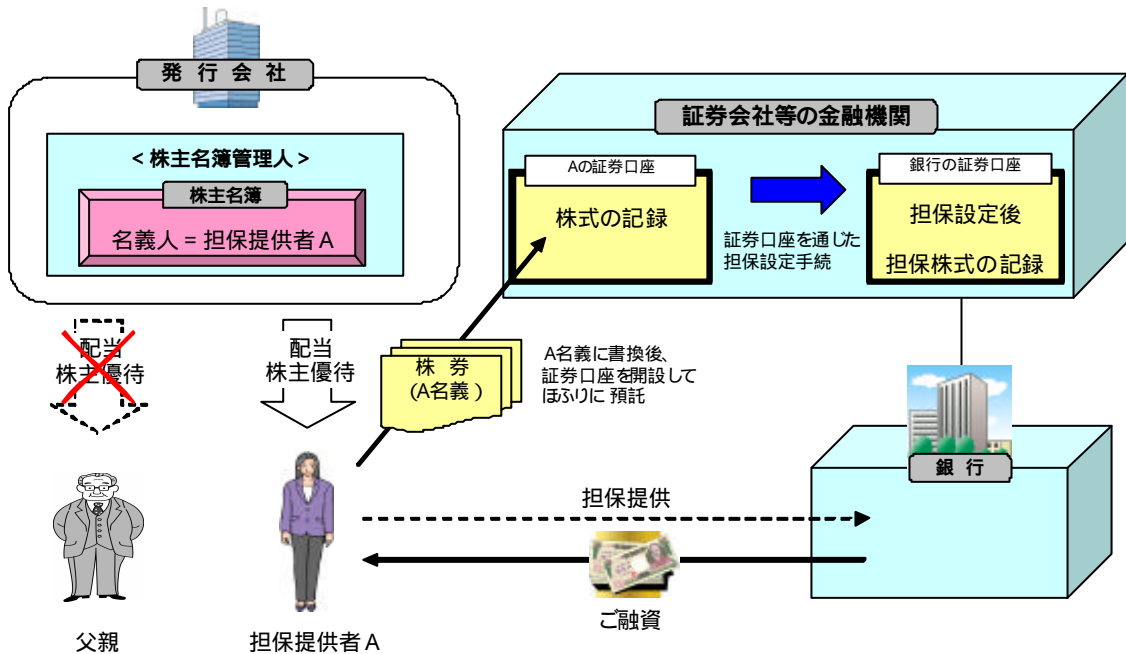
「株券の電子化」実施後も、現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続される場合は、担保提供者の証券口座を開設してほふりに株券を預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行っておく必要があります。

その場合、「株券の電子化」実施後の株主の権利は証券口座で管理されることになるため、電子化後は、担保提供者が株主として扱われることとなります。したがって、配当や株主優待は担保提供者が受けることになり、引き続き父親に配当等を受けさせることはできなくなりますのでご注意ください（【図8】参照）。

【図8：「株券の電子化」実施後も現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続する場合の電子化前の取引イメージ】



「株券の電子化」実施後も現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続する場合の電子化前の取引



(注)
上記は一例です。
また、担保株式の記録方法は、質権と譲渡担保によって異なりますがここでは、譲渡担保として記録しています (Q7参照)

事例3 銀行に担保として株券を差し入れています。その株券は発行会社が合併しており、商号が変わっています。株券電子化にあたり、株式担保取引を続けるためには、何か手続が必要になりますか？

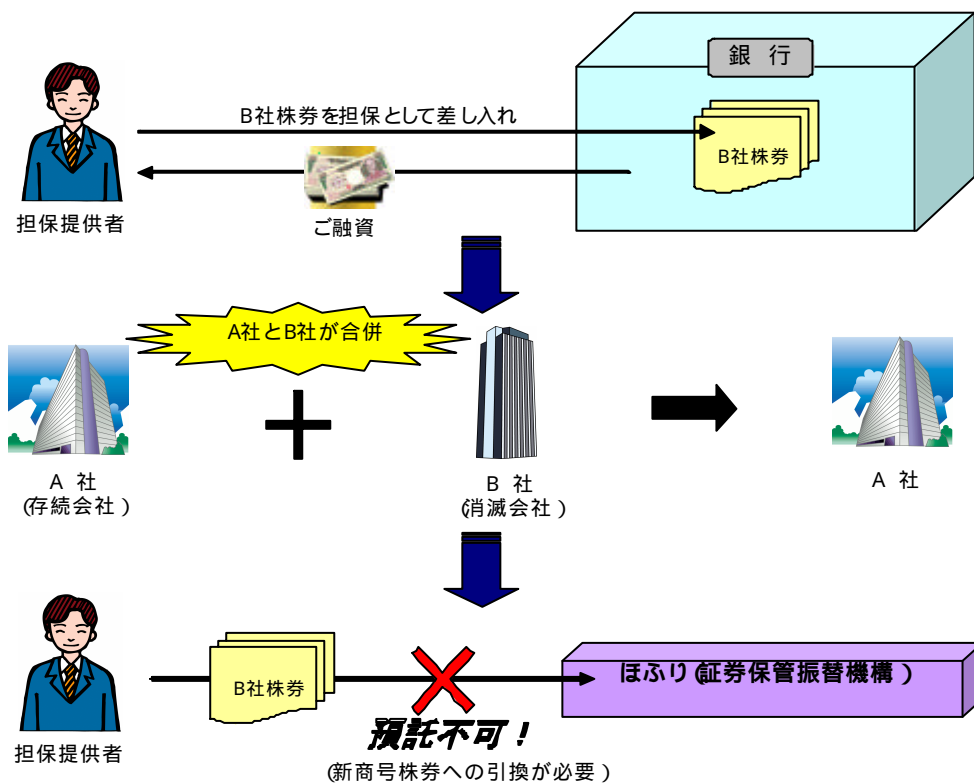
新商号株券への引換後、証券口座を開設して「ほふり」に預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続が必要になります。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合は、あらかじめ担保提供者の証券口座を開設し、担保株券をほふりに預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行っておく必要があります。

しかし、例えば、合併により消滅会社となった会社の株券である場合など、そのままではほふりに預託することができない場合があります。したがって、まずは、現在銀行に担保として差し入れている株券が預託可能であるか確認し、預託不可能である場合は引換等の手続を行う必要があります（【図9】参照）。

なお、これらの手続は、担保として銀行に差し入れている株券の場合、取引銀行と協力して進めていただくことになるため、今後、電子化一斉移行までの間に、取引銀行から協力の依頼や手続の説明などがあるものと考えられます。

【図9：合併により消滅会社となった会社の株券を担保として差し入れている場合】



事例4 株券をいくつか保有していますが、そのうち、A社銘柄の株券は、証券会社を通じてほふりに預託しています。B社銘柄の株券は、銀行に担保として差し入れています。
担保として差し入れているB社銘柄の株券についても、取引証券会社を通じてほふりに預託することはできますか？
その場合、株式担保取引を続けることはできるでしょうか？

取引のある銀行にお問い合わせください。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合、銀行に担保として差し入れている株券については、【Q9】にあるような手続を担保提供者と銀行が協力して行っていく必要があります。

したがって、ほふりへの預託手続等、必要な手続については、まずは株式担保取引をされている取引銀行にお問い合わせください。

そ の 他

【Q13】電子化前に銀行が担保を解除した場合、ほふりに預託した担保株券は、どのようなかたちで返してもらえるのですか？
現物の株券を返してもらうことは可能ですか？

預託した株券「そのもの」の返還はできませんのでご注意ください。

「株券の電子化」実施前に銀行が担保を解除した場合、ほふりに預託した担保株券は、通常、担保提供者の証券口座への振替により返還される場合や、銀行がほふりから交付を受けた株券により返還される場合が考えられます。

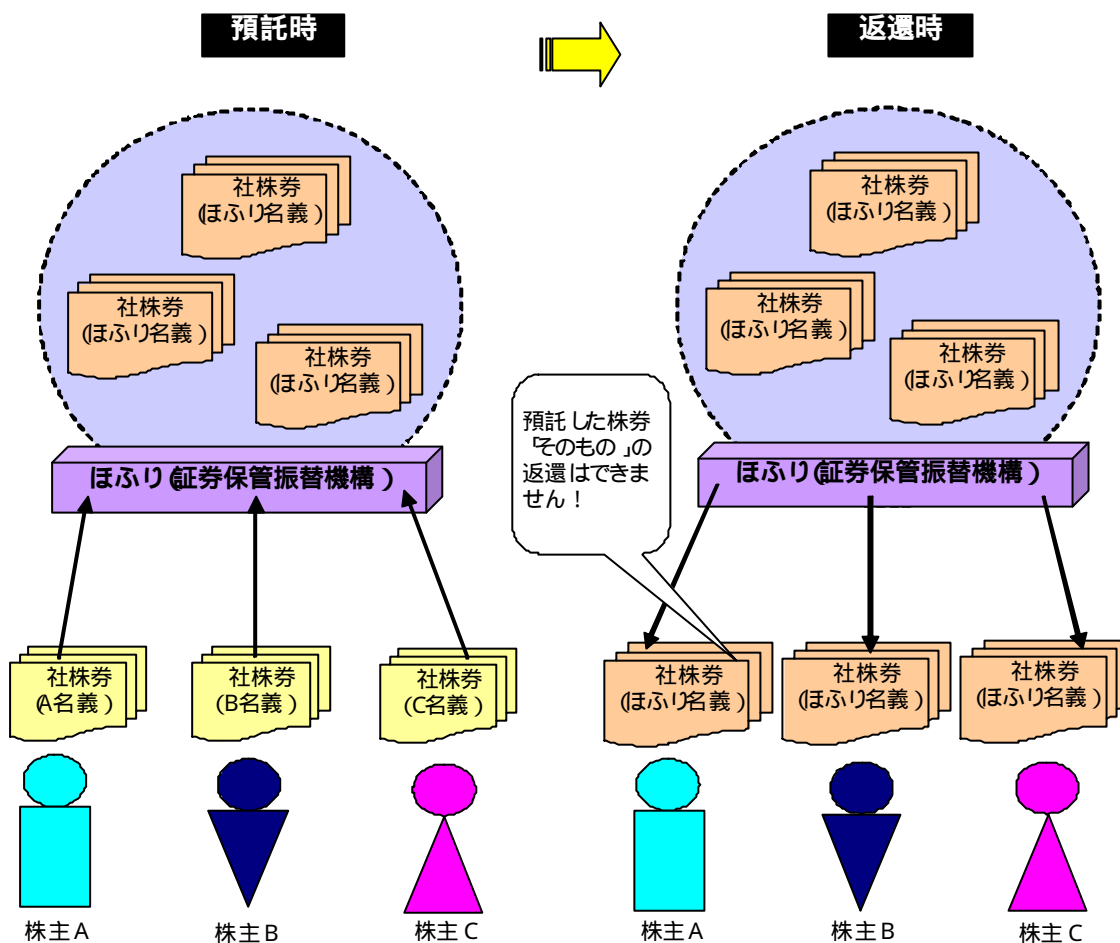
現物の株券を引き出す場合には、証券口座の開設を受けている証券会社等の金融機関を通じて、ほふりに対して株券の返還請求を行うこととなります。ただし、ほふりに預託された株券は、ほふり名義に書き換えられ、他の同種の預託株券と区別せずに保管されるため、現物の株券での返還を受ける場合には、同種同量の「ほふり名義株券」が返還されることになり、預託したときの株券そのものは返還されません（【図 10】参照）。

この「ほふり名義株券」を受け取った場合、株主の権利を確保するためには、速やかに自分名義への書換手続きを行っていただく必要があります。

具体的な解除手続方法については、銀行ごとに異なる場合がありますので、取引のある銀行にお問い合わせください。

なお、ほふりに預託された担保株券は、「株券の電子化」実施日以降「無効」となりますが、電子化後において、法律上、ほふりに対して株券の返還を請求することは認められておりません（「株券の電子化」実施日の直前の2週間においても、同様の取扱いとなります。【Q6】参照。）

【図 10：ほふりに預託後、「株券の電子化」実施前に現物の株券を引き出す場合】



【Q14】貸金庫で株券を保管しているのですが、株券の電子化にあたり何か手続をする必要はあるのですか？

その株券は本人名義です。

その株券は他人名義です。

その株券の名義人は亡くなっています。

貸金庫保管の株券についても、通常の株券と同様の電子化対応をとることとなりますが、名義等が所持人と異なっている可能性もあります。

保管されている株券を確認のうえ、他人名義の場合は名義書換を、名義人が亡くなっている場合は相続と名義書換の手続を早急に行ってください。

株券を（証券会社等の金融機関を通じて）ほふりに預託せず、お手元（自宅、貸金庫等）にお持ちのまま「株券の電子化」の実施日を迎えた場合、その株券を発行する上場会社は、そのような株主のために、信託銀行等に「特別口座」の開設の申出をし、株主の権利（株式）は「特別口座」で管理されることとなります（お手元に残った株券は回収されずに無効になります。）

その際、株券の名義が本人名義になっていない場合は、株主の権利を失う可能性がありますので注意が必要です。

具体的には、次ページ以降をご参照ください。

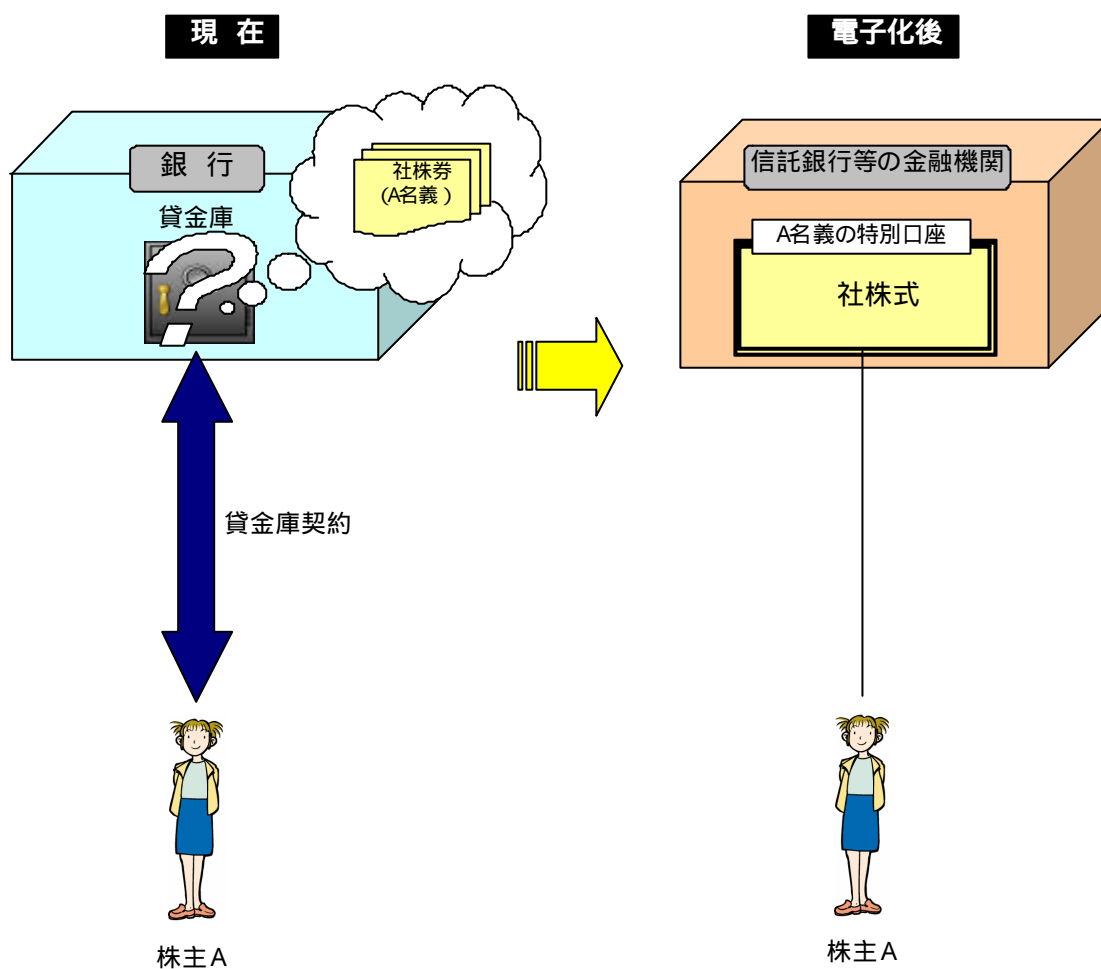
その株券は本人名義です。

本人名義の「特別口座」が開設され、株主の権利は保護されます（【図 11】参照）。

ただし、「特別口座」は株主の権利を確保するための口座ですので、「特別口座」を通じて株式の売買を行うことはできません。株式を売却しようとするときは、証券会社等の金融機関に本人の証券口座の開設を受け、一旦「特別口座」から株式を振り替えてから、売却等の手続を行う必要があります。

また、複数銘柄を所有している場合、「特別口座」の開設先は上場会社ごとに異なるため、証券会社等の金融機関から開設を受けた本人の証券口座への振替手続の際に、手続が煩雑になることも考えられるほか、「株券の電子化」の実施日前後一定期間（実施日直前の2週間および実施日直後の約3週間）は売却ができないことになるため、このような状況を考慮して、ほふりへの預託等の検討をお願いいたします。

【図 11：本人名義の株券を貸金庫で保管している場合】

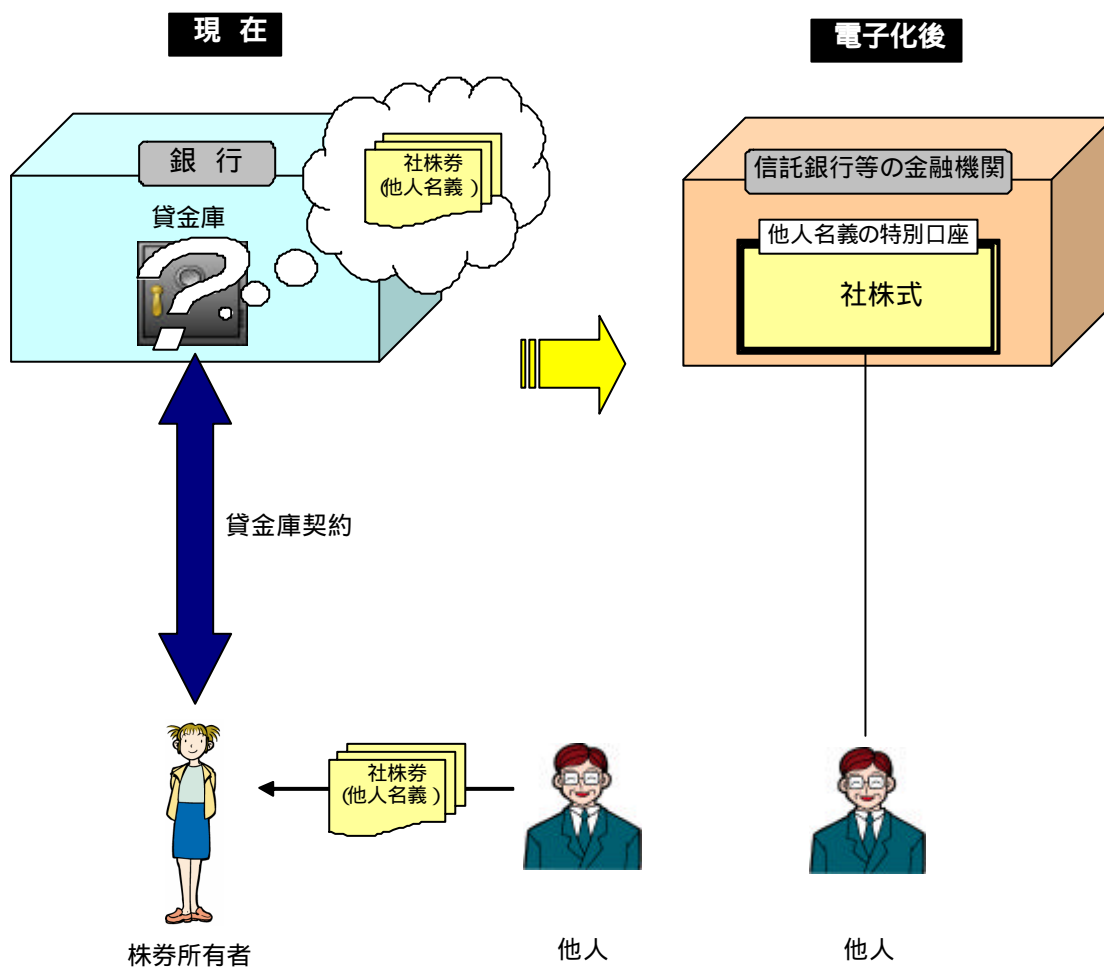


その株券は他人名義です。

早急に名義書換をする必要があります。「株券の電子化」実施後に、他人名義の「特別口座」が開設されますので、万が一「特別口座」の名義人が株式を他人に売却した場合には、株主の権利を失う可能性があります（【図 12】参照）。

なお、「株券の電子化」の実施日前までに名義書換を失念した株主の権利を保全するための手続は、「株券の電子化」の実施後において法律的に手当てされていますが、名義人と共同して手続を行うことや、「株券の電子化」の実施日前に譲渡があったことを証する書面等の必要書類を添付して手続を行うことが必要となるなど、その手続に時間がかかってしまうことが考えられます（具体的な手続については、信託銀行等の株主名簿管理人にお問い合わせください。）。

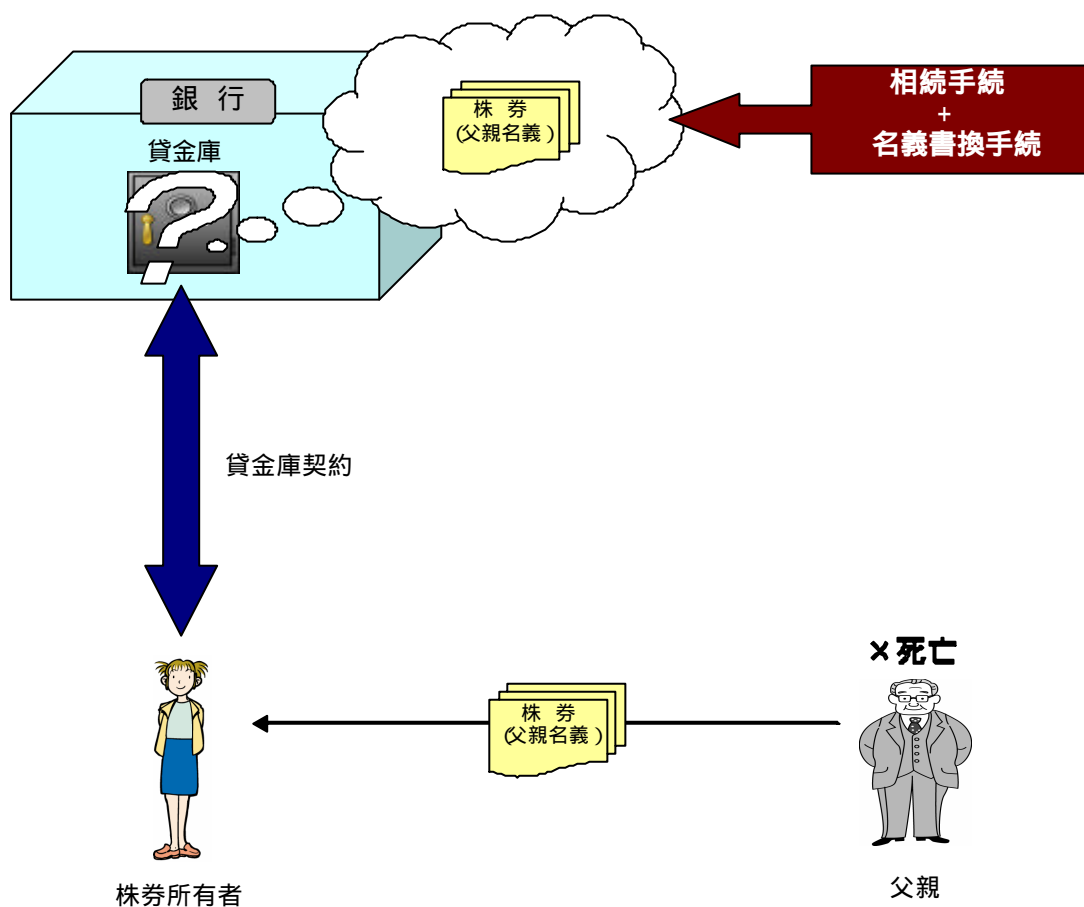
【図 12：他人名義の株券を貸金庫で保管している場合】



その株券の名義人は亡くなっています。

株券の相続と名義書換の両方の手続が必要です(【図 13】参照。具体的な手続については、信託銀行等の株主名簿管理人にお問い合わせください。)

【図 13：貸金庫で保管している株券の名義人が亡くなっている場合】



用語の説明

ほふり

「株式会社証券保管振替機構」の略称です。

株券等の有価証券の保管・受渡しなどを効率的、合理的に行うことにより、有価証券の流通の円滑化を図ることを目的に、昭和59年5月に「株券等の保管及び振替に関する法律」(保振法)が成立し、同年12月、この制度の中核となる「財団法人証券保管振替機構」(財団)が設立され、法務大臣と大蔵大臣から保管振替機関としての指定を受けた後、わが国で唯一の保管振替機関として、平成3年10月より事業が開始されています。その後、平成14年4月に保振法の一部が改正され、保管振替機関は株式会社でなければならないとされたことから、財団は、同年6月、「株式会社証券保管振替機構」に保管振替事業の全てを譲渡し、現在に至っています(注)。

この保管振替制度では、有価証券が保管振替機関に集中保管され、券面そのものの授受に代えて、保管振替機関に設けられた口座間の振替によって処理されることにより、有価証券の所有者は、有価証券を保管振替機関に預託したままで権利を行使することができます。

平成19年3月末現在で、全国の全上場会社の上場株式数の約8割がほふりに預託されています。

(注)「株式会社証券保管振替機構」は、平成14年1月に設立され、同年6月、主務大臣(内閣総理大臣と法務大臣)の認可を受け、「財団法人証券保管振替機構」から保管振替事業の全てを譲り受けるとともに、主務大臣から保管振替業を営む者として指定されました。

株主名簿管理人

株券の発行会社からの委託を受けて、株主名簿の作成や株券の名義書換業務を行う信託銀行や証券代行会社のことです。

上場会社から送られてくる株主総会招集通知などの書類の送付主に、「株主名簿管理人」が記載されています。

なお、株主名簿管理人は、「特別口座」の開設先として想定されています。

特別口座

「株券の電子化」に際して、株券を手元に持ったまま(証券会社等の金融機関を通じてほふりに預けていない)の株主の権利を確保するために、発行会社の申出により信託銀行等に開設される口座です(電子化後の株券は、回収されず無効になります。)

「特別口座」は株主の権利を確保するための口座ですので、

「特別口座」を通じて直接株式の売買を行うことはできません。株式を売却しようとするときは、証券会社等の金融機関に自分の口座を開き、一旦「特別口座」から株式を振り替えてから、売却等の手続を行う必要があります。

この場合、「株券の電子化」の実施日から約3週間後において、特別口座の開設等の手続が完了することになりますので、その間、売却等の手続ができないこととなります。また、「株券の電子化」の実施日直前の2週間は、ほふりへの株券の預託ができないため、お手元で管理する株券は売却ができません。

つまり、「株券の電子化」への移行にあたっては、「株券の電子化」の実施日前後の約5週間は売却ができないこととなりますので、留意する必要があります。

(注) 上場株式等の譲渡益課税について、口座を開設している証券会社等が投資家に代わって計算することにより、確定申告を不要あるいは簡略化できる制度である「特定口座」とは異なりますので、ご注意ください。

以 上